

伴い 幼児医療費助成制度が変更になります。

現在、1歳～就学前のお子さんをお持ちの保護者の方には、医療費を助成する制度がありますが、合併すると左記の制度に変更となり、より充実した内容となります。

【助成内容】

受給者証をお持ちのお子さんが医療機関で受診された場合に、医療費の支払分（健康保険適用分）のうち、一部自己負担金を除いて市・県が負担します。

【対象年齢】

・自己負担金額
△通院の場合…1回530円（同一医療機関で、同じ月に5回目以降は自己負担はありません）
・調剤薬局等の場合…自己負担はありません
・入院の場合…1日1,200円

【変更前】

△通院
△入院
△は1歳誕生日（翌月）から小学校就学前まで
△は1歳誕生日（翌月）から小学校就学前まで

【変更後】

△1歳～3歳未満児
△1歳誕生日（翌月）（1日生まれの場合
△は1歳誕生日（翌月）（1日生まれの場合
△は1歳誕生日（翌月）（1日生まれの場合

*健康保険組合等により食事療養費の減額認定証の交付を受けている場合は、食事代の助成が受けられます。

【要介護認定の申請について】

- 1歳未満のお子さんをお持ちの保護者の人は、乳児医療費の資格終了前に申請してください。個別に案内はしていません。
- 現在、1歳以上の幼児の保護者の方で、すでに村の受給者証をお持ちの方は申請不要です。
- 受給者証を全くお持ちでない保護者の方へが受けられます。

【所得制限】

幼児医療費助成には申請者の所得に制限があります（下表のとおり）。

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）
0人	468
1人	506
2人	544
3人	581
4人	620
5人	658

☆受給者証は、資格認定後に郵送します。

は、早めに申請を行ってください。

【申請場所】

合併後 3月22日からの申請…岩室支所福祉保健課・各支所（旧市町村役場）・市役所本館・地区事務所

【合併前】

3月18日までの申請…岩室村役場福祉保健課

新潟市になると

妊娠婦医療費助成制度があります。

新潟市では母子保健の向上と子育て支援を図るために、妊娠婦の医療費助成を行っています。

【助成内容】

受給者証をお持ちの妊娠婦の方が医療機関で受診された場合に、医療費の健康保険適用分のうち、一部自己負担金を除いて市が負担します。

【自己負担金額】

- ・通院の場合…1回530円（同一医療機関で、同じ月に5回目以降は自己負担はありません）
- ・調剤薬局等の場合…自己負担はありません
- ・入院の場合…1日1,200円

【所得制限】

妊娠婦医療費助成には所得制限があります。生計が同一の世帯の人全員が、所得税非課税であることが必要です。

【助成期間】

母子健康手帳の交付を受けた妊娠婦の方が、妊娠婦医療費助成申請をした翌月の1日から出産日の翌月の末日までとなります。

【申請場所】

岩室支所福祉保健課・各支所（旧市町村役場）・市役所本館・地区事務所

【お問い合わせ】 岩室村福祉保健課 ☎ 82-5714

岩室村農業委員会委員一般選挙

■ 投票日 2月13日(日) 午前7時～午後8時

○投票所は次の場所です

投票区(投票所)	投票区域
第1投票区 (農村環境改善センター)	和納1区・2区・3区・4区・5区・6区・7区 8区・9区・10区・11区・12区・三田・原津・雲田・富岡・高橋
第2投票区 (岩室村保健センター)	南谷内・北野・夏井・西中・湯上・白鳥 西長島・横曾根・西船越・新谷・油島 高畠
第3投票区(中央保育園)	金池・石瀬・岩室・鶴哲・栄・橋本 久保田・猿ヶ瀬
第4投票区(間瀬地区公民館)	間瀬1区・2区・3区・4区・5区・6区・7区

<期日前投票・不在者投票期間>

日時 2月9日(水)～12日(土)
(選挙期日の告示日の翌日から前日まで)
午前8時30分～午後8時

場所 役場1階ロビー

持参するもの 投票所入場券

選挙権については、選挙人名簿確定の日(平成16年3月31日)を基準にして、岩室村農業委員会委員選挙人名簿に登録されている者であること。

【お問い合わせ】 岩室村選挙管理委員会事務局 ☎ 82-4111